韓国のベビーボックスの現状と課題 -実親支援のあり方をめぐって-

○ 埼玉県立大学 氏名 姜恩和 (会員番号 5352)

キーワード3つ: ベビーボックス、相談機能、出産直後の支援

1. 研究目的

赤ちゃんを匿名で預けられるベビーボックスは、2016 年 5 月現在、ソウル市と京畿道に 2 か所運営されている。1 か所目は 2009 年 12 月にソウル市内の教会が母体となって設置され、2 か所目のベビーボックスは京畿道の教会が母体となって 2014 年 5 月に誕生した。ベビーボックスに預けられる子どもは、2010 年の 4 名から特に 2012 年特例法施行後の増加が著しく、2 か所を合わせて 2014 年末まで 652 人の子どもが預けられた(ただしこの数値は、相談の結果、親が育てるようになったケースも含まれている)。ベビーボックスの運営をめぐっては、子どものいのちを守るためには、匿名性が保障された施設が必要であるという肯定的意見と、預ける件数が急増したのはベビーボックスが知られすぎた結果であり、子どもの知る権利が保障されず、子どもの遺棄が助長されているとの否定的意見が対立している。

報告者はソウル市のベビーボックスの運営者の協力により、2010 年 3 月から 2014 年 2 月までに預けられた 420 件のデータを入手した。本研究では、このデータの分析により、妊娠期および出産直後の実親支援システムとの関連でベビーボックスの現状と課題を考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

熊本の慈恵病院が運営している「こうのとりのゆりかご」の場合、相談機能の強化を図り、なるべく子どもを預ける前に相談につながるように取り組んでおり、子どもがゆりかごの中に預けられるとその後は児童相談所の管轄となる。韓国のベビーボックスはこれとは運営システムが多分に異なり、預けに来た人との接触を試みて相談につなげている。運営者側によると、約8割のケースで親との接触が実現しているとのことである。さらに、子どもを行政に託すのは週に2回であり、その間は親との相談状況によって別の方法を考えるなどの猶予期間がある。したがって、相談の結果、子どもを自分で育てるようになる場合もあり、ベビーボックスは予期せぬ妊娠や出生届の壁、子どもの障害、経済的な理由など、様々な理由により、子どもを自分で育てられるかどうかを決める瀬戸際の人たちがひとまず駆け込んで、一息つく避難所のような役割も果たしている。

現在実施されている乳児遺棄予防の関連対策は、子どもが安全に生まれて保護者によって育てられることを起点にスタートするものがほとんどであり、ベビーボックスにみられ

るような、非常に緊迫した状況の中で、子どもの養育についての決断が迫られているようなケースはほとんど想定されていない。本研究では、報告者が入手したデータをもとに、 実親の置かれている状況を分析し、とりわけ妊娠期と出産直後に必要とされる支援は何か について考察する。

3. 倫理的配慮

本研究は「埼玉県立大学倫理委員会」の承認を経ており(受付番号27028)、(1)研究の対象となる者の人権の擁護、(2)研究によって生じ得る対象者への不利益及び危険性、(3)研究の対象となる者(必要のある場合は、その家族又は保護義務者)に理解を求めることなどの事項に留意し、データの分析を進めた。

4. 研究結果

分析の結果、2012 年 8 月の改正養子縁組特例法施行後、出生届が壁となり養子縁組機関に子どもを託すことができず、ベビーボックスに子どもを預けたという人が 3 割以上に上った。韓国では、子どものための養子縁組を定めた養子縁組特例法の運用において、養子として託された子どもを養親の実子として届け出るという虚偽の出生届が黙認され、未婚の母は出生届けを出さずに済むという慣行が長年間続いてきた。しかし、上記の法改正により、家庭裁判所による許可制が導入され、その慣行は禁じられるようになった。このことは、妊娠を継続したものの、自分ではどうしても育てられず養子縁組を選ぼうとしても、プライバシー保護という側面で出生届が大きな壁になっている現状を示している。

また、若年の妊娠、経済的な困窮や不安定な男女関係、周りのサポートが得られないなどの状況の中で、子どもの処遇について落ち着いて考えることができず非常に混乱した状態でベビーボックスにたどり着いた場合、当初は預ける予定だったとしても、運営者と相談することができ、一息ついてじっくり自分の状況を顧み、今後の見通しを立てるというケースも散見された。様々な理由で妊娠そのものに引け目を感じている場合、とりわけ公的機関のサービスはハードルが高く、理由はともあれ援助を受けられそうな教会が運営しているベビーボックスに集中しているという状況であると思われる。

5. 考察

これまで予期せぬ妊娠をした女性のための支援体制は、民間機関である養子縁組斡旋機関の役割が極めて大きく、虚偽の出生届という手段を介して子どもの養育に迷うケースも吸収してきた歴史がある。しかし、2012年8月の改正特例法施行後、それ以前のような働きは期待できず、いかに妊娠期と出産直後の支援策を構築していくかが問われている。当事者の公的システムへのアクセスに困難を抱えやすい状況を踏まえ、実親の匿名性の保障についても議論を深めていく必要があり、とりわけ妊娠期と出産直後の支援を集中的に行える体制を整備することが早急の課題であると思われる。

(本研究は、JSPS 科学研究費補助金基盤研究 C「0 歳児の遺棄・虐待を防ぐ実母支援体制の構築―日本と韓国の比較研究」(課題番号 15K03929) の成果の一部をまとめたものである。)